2013年５月24日

各　　位

会社名　新華ホールディングス・リミテッド
（旧社名：新華ファイナンス・リミテッド）
（URL：www.xinhuaholdings.com）
代表者　最高経営責任者（CEO）
レン・イー・ハン
（東証マザーズ　コード番号：9399）
連絡先：　IRマネージャー
服部　善太
（電話：03-4570-0741）

（続報）香港税務当局からの追加課税の通知、追加の納税及びそれに伴う純損失の発生に関して

新華ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、2013年３月19日付の「香港税務当局からの追加課税の通知に関して」にてお知らせした内容に関して、状況の進展がございましたので、その後の経過をお知らせいたします。

記

１．追加課税の通知の内容とその背景について

当社の子会社である新華ファイナンシャル・ネットワーク（以下、「XFN」といいます。）は、香港税務当局より2006年４月から2007年３月までの期間に関して、7,481千香港ドル（90百万円）を追加で課税する旨を通知されました。

2006年にXFNは事業パートナーの企業から、事業を推進していくタイミングに合わせて無償でワラントを譲り受けております。XFNは第三者評価機関によりこれらのワラントを査定し、ワラントによる収入として帳簿に記載しております。香港税務当局はXFNのワラントによる収入54,423千香港ドル（656百万円）が事業活動に関連しており、香港で課税対象とされる収益に相当すると主張しています。その一方で、関係者への利払いとして発生した546千香港ドル（７百万円）について、費用として課税対象額から控除することは認めないと主張しております。かかる主張に基づき、香港税務当局は、上記追加課税を行う旨の通知をしてきました。しかし、XFNは今回指摘を受けたワラントによる収入とは資産性取引のものであり、課税対象ではないと反論しております。また、仮に今回指摘を受けたワラントによる収入が課税対象になると仮定した場合においても、一方で、XFNはこれらのワラントに関連した一連の処理が香港以外で行われたものであり、香港で課税対象とはならないと主張しております。更に関係者への利払いとして発生した費用は控除対象となるべきであると考えております。

この度、XFNが香港税務当局から追加の課税通知を2013年３月13日に受領したことを受け、XFNとして、異議申し立てを行いました。なお、香港の税制上、異議申し立てを行った後に、香港税務当局から指示された金額を一旦、会計上の預け金として計上した後に両者で議論が交わされます。（その際、XFNの口座から実際の現金移動等は発生いたしません。）その結果、異議申し立て手続きを経て納税額が確定した後に、仮に追加の納税が必要となった場合においては、その時点で、改めて追加の納税額を納める形となっております。また、一般的に、異議申し立てと同時に、税金の支払時期の延長の申請に

ついても行う実務となっておりますので、XFN も同様に異議申し立てと併せて税金の支払時期の延長の申請も行っております。

２．異議申し立ての相手方等

（１） 追加課税の通知日：2013 年３月 13 日
（２） 相手方：香港税務当局（Hong Kong Inland Revenue Department）
（３） 異議申し立て内容：香港税務局が通告してきた追加の課税額に対して
（４） 異議申し立ての期限：2013 年４月 12 日
（５） 異議申し立て日：2013 年４月 12 日
（６） XFN の申請内容：香港税務当局との議論の結果、XFN に納税義務が生じた場合を想定し、税金の支払時期の延長申請を初期に行います。

３．異議申し立てを行った課税額について

今回、異議申し立てを行った課税額についてですが、１．に記載したとおり、2006 年４月から 2007 年３月までの期間における追加の課税請求額、7,481 千香港ドル（90 百万円）となります。

４．香港税務当局からの回答に関して

この度、2006 年４月から 2007 年３月までの期間に関して、香港税務当局より前回通知のあった 7,481 千香港ドル（90 百万円）から変更された 2,713 千香港ドル（33 百万円）とする旨、2013 年５月 23 日に通知を受けております。これは最終回答となり、これより先の異議申し立て等の機会はございません。

５．今後の見通しについて

この度、通知された追加の課税請求額は当社の異議申し立てを受け、香港税務当局が最終的な回答として通知してきたものであり、当初のものと比較して、大幅に減額されております。当社は本通知に従い、追加の課税請求額を本年度に納税いたします。本件が当社に与える影響を検討した結果、追加の課税請求額の 2,713 千香港ドル（33 百万円）分が純損失を増加させることを想定しており、それ以外の影響はございません。

(注) 「円」で表示されている金額は、2013 年３月 29 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値である 1HK ドル＝12.06 円で換算された金額です。

以上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービス、農業関連の事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、上海に事業本部を構え、香港、及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。
詳細は、ウェブサイト：http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。